

ウ第679-2号
令和3年1月27日

一般社団法人埼玉県経営者協会 会長 石井 進 様

埼玉県産業労働部長 加藤 和男
(公印省略)

いのちを大切にする「テレワーク実践企業」宣言登録制度の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施については、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、緊急事態宣言の発令を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、各企業において、テレワークを徹底し、出勤者の7割を削減するよう協力を要請しているところです。

そこで、この要請への協力を宣言する企業や団体等を、いのちを大切にする「テレワーク実践企業」として登録し、紹介・PRする制度を創設しました。

詳細については、下記の「埼玉県テレワークポータルサイト」に掲載しておりますので、多くの企業に登録いただけますよう会員企業への周知をお願いいたします。

なお、職場の食堂、休憩室、更衣室などの共有によるクラスター発生事例もございますので、職場における感染防止策について、改めて、会員企業やその従業員の方に周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

〔埼玉県テレワークポータルサイト〕

<https://www.pref.saitama.lg.jp/telework/index.html>

〔別添資料〕

- ・いのちを大切にする「テレワーク実践企業」宣言登録制度チラシ
- ・宣言書イメージ

担 当：ウーマノミクス課 女性活躍担当

電 話：048-830-3960

メール：a3960-03@pref.saitama.lg.jp